

令和4年度決算審査特別委員会議事録（第4号）

令和5年9月27日（水曜日）

◎出席委員（11名）

1番	早瀬川	恵	君	3番	榊原	深雪	君
4番	矢野	利恵子	君	5番	田利正	文	君
6番	高橋	健一	君	7番	木村	明雄	君
8番	細川	勉	君	9番	川上	修一	君
10番	進藤	晴子	君	11番	多治見	亮一	君
12番	二川	靖	君				

◎欠席委員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一	君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉	君
足寄町農業委員会会長	吉村進	君
足寄町代表監査委員	川村浩昭	君
足寄町監査委員	井脇昌美	君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	保多紀江	君
福祉課長	森岡彰寿	君
住民課長	金澤眞澄	君
経済課長	佐々木康仁	君
国民健康保険病院事務長	川島英明	君
会計管理者	加藤勝廣	君
消防課長	大竹口孝幸	君
建設課参事	岩渕堅志	君
建設課参事	細矢道人	君
建設課車両室次長	田中剛己	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人	君
------	------	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸	君
-----------	------	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 68 号 令和 4 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 2 議案第 69 号 令和 4 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 3 議案第 70 号 令和 4 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 4 議案第 71 号 令和 4 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 5 議案第 72 号 令和 4 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 6 議案第 73 号 令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 7 議案第 74 号 令和 4 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 8 議案第 75 号 令和 4 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 9 議案第 76 号 令和 4 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 10 議案第 77 号 令和 4 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 2 6 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○委員長（多治見亮一君） おはようございます。

全員の出席です。

昨日に続き、令和4年度決算審査特別委員会を開きます。

この後の日程を説明いたします。

これより、理事者等に対して総括質疑を行い、総括質疑が終了後、各部会を開催し、意見の取りまとめをしていただきます。

その後、部会長会議で調整していただいた後、部会長から審査の報告を受け、部会長に対する質疑を受けます。

なお、本日のこの日程等については、先ほど開かれました、正副委員長並びに各正副部会長会議で確認をされているところがありますので御了承願います。

◎ 議案第68号から議案第77号まで

○委員長（多治見亮一君） それでは、これより理事者等に対して、議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、並びに議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件について、一括して質疑を行います。

なお、質疑については、一問一答方式で行います。また、質疑の際は決算書のページ数と目を言ってから質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

9番川上委員。

○9番（川上修一君） すみません、成果報告書で質問をさせていただきたいと思えます。成果報告書の18ページ、よろしい

でしょうか。

総務費の14目企画振興費のうちの下の部分で、移住促進事業とあります。それで、右側の実績または成果で、移住体験モニター参加者が20組25人、移住相談件数46件とありますけれども、実際に令和4年度に移住された方は何人ほどいらっしゃいますか、お尋ねします。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度に足寄町に移住された方は5人ということになっております。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） 5人ということなのですけれども、例えばお仕事とかそういったことが分かればお尋ねをいたします。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 詳細はちょっと人数はあれなのですけれども、地域おこし協力隊で足寄町にお越しになった方もいらっしゃいますし、町内の事業所にお勤めの方もいるというふうに伺っております。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） なるほど。地域おこし協力隊で結構残ってくれた方がいるということですね。5人のうち何名ぐらいですか。地域おこし協力隊で、5人のうち何名が地域おこし協力隊で残った方なのか。地域おこし協力隊をやっていて残ったということですか。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） すみません、お待たせいたしました。

地域おこしでいらっしゃるのが1人です。今現在1人いらっしゃいます。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） 分かりました。

それでは、同じく実績と成果の下の段に行くと、とから東北部移住サポートセンター負担金49万円とあります。自分の記憶では、たしか本別、陸別、3町で一緒に移住サポートの情報提供ですとか、家のことだったかな、そういったことをされているという認識があるのですけれども、結構このサポートセンター設立してから年数たっていると思うのですけれども、例えば、令和4年度には、ここのサポートセンターを通じてこのようなことが足寄町にとって有益というかメリットといたしますか、そういうことがあったということがあればお聞かせを願いたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 令和4年度に限っていいましたら、例えば住宅の相談を受けていただいているとか、そういうこともございます。ただ今まではこちらのサポートセンターのほうにはホームページがございまして、仕事とお仕事の状況を掲載しておりまして、例えば足寄町でしたら、介護人材がこういう人を募集してますよみたいな情報を載せていただいて、そういうのを見て照会があったということも過去にはございましたので、実際はお住まいだけではなくて、いろいろな相談が寄せられることがあるのかなというふうに思っております。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） そういう効果があるということは結構なのですけれども、これは私の感覚ですけれども、志は結構だと、3町で合同して連携しながら移住者に情報を提供するというのは結構なのですけれども、移住促進ということについては各町村がしのぎを削るといいますか、特徴を出し合って、少ないパイの、表現はどうか悪いかもしいけれども、奪い合いみたいなところがあると。そんな中で、合同でやるといってもちょっと難しいところがあ

るのかなと、私は個人的に思ったものですから、今の質問をさせてもらいました。それでも、そういう成果があるということでしたら、3町で足並みそろえてやっていることですから、これからもそういった情報をもっといろいろと精査していただいて、足寄町に移住相談が来るような窓口の一つになっていただければと思いますので、その辺はお願いをしたいと思います。

以上で、この件の質問終わります。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。

12番二川委員。

○12番（二川 靖君） 私も成果表のところで質問をしたいなというふうに思っています。

成果表の16ページ、ふるさと足寄応援寄附推進事業であります。

これについては多分チーズ工場の絡みもあって、昨年12月までチーズ工場が稼働しながらきていたということで、それ以降は、1月以降は農協が管理をしながら3月までということになっていたのかなというふうに思っております。

寄附実績はこの金額でよろしいのかなというふうに思っているのですけれども、返礼品で納税返礼とされるということで、これは12月までのチーズの状況というのは聞いていたような気もするのですけれども、そこら辺どんなになっているのかお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 今おっしゃったチーズの関係だったのですけれども、チーズ工房の関係ですけれども、昨年年末にかけて製造とかを休止というか、していたということで、返礼品自体の受付も年の途中から受けないというようなことになっておりまして、昨年は11月まで返礼品として送付していたという実績がございます。なおかつ、返礼品の数も最後の11月

は大分少なくなっていて、その後12月以降についてはほぼゼロ件かなというふうに……、ゼロ件ですね。返礼品としては出荷をしておりませんでした。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） 11月まで返礼をしていたということで、受付は10月いっぱいだというので、ちょっと私の認識が違ったのかなというふうに思っていましたけれども、例えば12月まで製造して、年をまたいだということはあったのかなという認識があったのですよね。ちょっとごめんなさいね。それで、12月の中でそういったことで、返礼品が受け付けて、12月には何件かは返しているのかなというふうに思っていますけれども、それ以降は少なくてもゼロ件ということで、ちょっと私の認識が違ったのかなというふうに思っていますので、いわゆる年度をまたいだ中ではそこに関わっているものがないという認識で今伺いましたので、それで、12月まで、決算ですから、そういったことで今回の寄附実績がこれくらいになったということで、例えばその影響があったのかなかったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） まず足寄町の返礼品の主力がやはりチーズの乳製品ということもございまして、まずそこで受付ができなかったというのは非常に、半年間ぐらい出せなかったというのは非常に大きな要因になるかなと思います。また、12月がふるさと納税の申込期限で、それで税金のほうの減税ですかね、控除につながるということもあるのですけれども、そのちょうど12月、年末に対象商品として出せなかったということで、ふるさと納税の今回の減収には非常に大きな影響があったというふうに思っております。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） 今総務課長がおっしゃったように、少なからず影響はあったのかなということで捉えていますけれども、では例えば前年度に比べたら本当にどれだけあったのかなというのはちょっと試算的には難しいのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても来年の話、来年度の話とか今年度の話したら怒られるかもしれませんが、決算報告なので、また10月からルールが変わるということで、非常に厳しくなってくるのかなというふうに思っていますし、今チーズ工場も一生懸命やっているのかなというふうに思っていますし、しあわせ工房ですか、のほうもふるさと返礼品の一部に入ってきているということでお伺いしていますので、そこら辺4年度はこういったマイナスというか、ちょっと下がった実績になっているということでもありますので、今年度ももう9月ですからどうなって来年の決算になっていくか分かりませんが、町としてもどれだけまた努力ができるのかということで、様々な方策を用いながら進めていっていただきたいなというふうに思っております。

私のほうから、この点については以上です。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。

5番田利委員。

○5番（田利正文君） 決算書の49ページ、成果表の22ページ、社会福祉総務費について、成果表の22から25まで、一つずつちょっとお聞きしたいと思います。

まず22ページの灯油価格が高騰したことから、生活困窮世帯（高齢者世帯・障がい者世帯、ひとり親世帯のうち非課税世帯かつ低所得の世帯）に対して、冬的生活支援対策として1世帯当たり2万円の商品券を支給したと、183世帯です。この非課税世帯かつ低所得者の世帯というのは年収

にしてどのぐらいになるのでしょうか。それをちょっと知りたいと思ったのですけれども。

○委員長（多治見亮一君） 森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

一人世帯であれば100万円で、1人増えるごとに40万円が加算されるという形になります。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） すみません、私全然聞き取りにくいものですから、もうちょっとゆっくり話してもらっていいですか。

○委員長（多治見亮一君） 森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） 大変申し訳ありません。

一人世帯でありますと100万円、それに1名加わると40万円加算されるという形になります。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） 私が聞きたいのは、支給の基準ですよね、今言われたのは。ですよね。そうではなくて、ここで書いてある183世帯の非課税世帯かつ低所得世帯と言われているこの183世帯というのは、年収にしてどのぐらいの方なのかと、世帯なのかということが知りたかったのですけれども。今言われたのは、1人に100万円ですか。その辺、ちょっとごめんなさい、よく分からなくて。

○委員長（多治見亮一君） 森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） 説明の仕方が悪くて大変申し訳ございません。

一人世帯であると100万円以下の収入ですね。もう1人増えますと、プラス40万円になって140万円までの収入という形になります。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） それは分かりました、すみません。

次の、成果報告書の23ページにまた同じようなのがあるのですけれども、こちらは令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、②として、令和4年1月以降の家計が急変世帯の世帯数に対してとあるのですけれども、これ64世帯なのです。この世帯はどんなふうになってますでしょうか。今言った年収という感じでいきますと。

○委員長（多治見亮一君） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長（多治見亮一君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

田利委員。

○5番（田利正文君） 成果報告書の22ページから25ページにわたって聞きたいことがあるのですけれども、全部似たような感じなのです。何聞きたいかというのと、22ページでは支給された対象世帯が183世帯、23ページでは64世帯、23ページの下段では851世帯、それから24ページでは941世帯あるのです。これらは全部どこかでダブるのではないかという気がするのですけれどもね。ここで書いてある22ページ、23ページ、24ページで書いてあるところの、ここでいう非課税世帯とか、あるいは市町村民税均等割非課税世帯とかというのは、年収にしてはどのぐらいになっているのか。それと、そこに上がっている数の世帯との混合がないのかどうか。どうやってこれを分けているのだろうかということが知りたかったのですよ。それが分かるようなもの、資料があるのであれば見せてもらえれば一番早いのですけれどもね。

○委員長（多治見亮一君） 暫時休憩とします。

10時45分まで休憩とします。

午前10時23分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（多治見亮一君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

答弁、森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） お時間をいただきまして大変申し訳ございませんでした。

先ほどの御質問のありました非課税世帯の収入の関係でございますが、まず先ほどの冬の生活支援対策事業につきましては、収入お一人暮らしであれば100万円以下、1人増えるごとに40万円を加えていった金額を下回る金額という形で収入の目安になります。

そうしまして、それ以降の、住民税非課税世帯という部分の取扱いの部分についてなのですが、こちらにつきましては各家庭の収入がございますが、その収入に一律幾らであれば非課税ということにはならない状況でございます、おのおのの扶養の状況であったり、障がいをお持ちの方であればそういった部分の控除だとか、そういったものが加味されて住民税の算定になりますので、そういった状況の中で、非課税世帯というものが判断されるということで、金額で一律幾らであれば住民税非課税であるということは申し上げることができないということで、御了承いただければなというふうに思っております。

ちなみに、臨時特別給付金、先ほど御質問のありました臨時特別給付金につきまして目安としましては、単身または扶養親族がない方については非課税相当所得限度額としましては38万円、配偶者1名扶養している場合については83万円、配偶者、扶養親族2名を扶養している場合は110万円等ということに一応なっておりますが、先ほど言いましたように、収入の部分でいきますと一律幾ら以下であれば非課税になるということは、ちょっと申し上げられないということになりますので、御理

解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） すみません。すぐ、はい分かりましたと理解できないのですけれども、例えばここに書いてある183世帯と区分して人数載ってますよね。そこだったら大ざっぱに言って幾らの年収の世帯なのですかというふうに分かるのでしょうか。

それから、64世帯であれば幾らなのか、その下の851世帯だったら幾らだったですよということが数字では出るのでしょうか。

それから、次の941世帯については幾らですよというのが分かればと思うのですけれども。

○委員長（多治見亮一君） 森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、この世帯の中のおのおの方々の収入、それぞれ違います。条件も違いますので、その方々が幾らですという部分が、幾らの方が何名ですということはちょっと申し上げることができません。今資料がございませんし、それをすることもちょっと難しい状況でございます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） すみませんね、理解ができなくて。

ここに183世帯と出てます。この183世帯と選んだ183というのは、トータルで幾らというのは分からないのですね。ここに選び出された183世帯というのは、理由があって選ばれたわけですよ。全部計算してこうなったと……。

○委員長（多治見亮一君） 暫時休憩とします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（多治見亮一君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） まず認識のところでの相違があるかどうかというところで確認のお話をさせていただくのですが、最初の灯油価格高騰の部分の冬の生活支援対策事業につきましては、先ほども福祉課長言われたように、一人世帯だったら100万円、二人世帯140万円、三人世帯180万円、四人世帯220万円。この収入額以下の方は福祉課に申請に来てくださいという形で、それぞれ私はこの金額以内、私の世帯この金額以内だよということを申請をしていただく形になります。その1年間の収入の証明をいただいて、それ以下だったということで、結果として今回でいえば183世帯が該当になったというところで、それを申告していただいたのを、書類は残ってますので、分析しようとするれば時間かければそれはその申告のものは分かります。

ほかの部分では、住民税世帯課税非課税なりという部分では、税の申告のほうですので、例えば300万円の収入はあるけれどもいろいろな控除があって、お子さんがいっぱいいたり、保険でいっぱいかけていたり、税金かからないという税情報に基づいたもので、町として該当する世帯は福祉課としての対象者をリストアップして、その方に最近のやつでプッシュ方式としまして、多分皆さんその給付金の対象になるでしょうから申請してくださいというように形で、申請していただくという形になりますので、全て基本的にはこれら給付金というのは申告主義になってまして、それを町が、この基準だからこの人が対象になるとかというような押さえではないということです。

ちなみに、参考としまして、世帯非課税の場合、先ほど福祉課長が所得として例え

ば一人世帯だったら38万円と言ったのですけれども、収入の目安として言えば一人世帯でしたら93万円、2人でしたら138万円とかという感じで、ほぼ冬の生活支援の100万円とかとほぼ同じような収入の基準になります。

先ほど設問のあった、ランク分けされてこの世帯の収入基準だからこの給付金が当たるとか、これだから当たるとかというのは、特にダブる部分もありますし、収入は多いけれども控除が多いから世帯非課税になって当たるとかという形で、収入が目安にならない部分もあるというところで御理解いただければと思います。

それらの質問について、分析しようとするれば、それなりには分析できるのですけれども、非常に税の情報ですとか世帯の情報ですとか控除とかで、なかなか一律な答えができないというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） 分かりました。

私は単純にここに数字が載ってますから、何世帯、何世帯と。その何世帯と載っているやつの平均の収入が分かるのかなと。出た結果として、細かい経過でいろいろなことがあったとして、それは別、入れなくて、結果として183世帯出てるのだから、その183世帯の全体の平均年収は幾らなのかと分かるのかなと思ったものですから、それを聞きたかったのです。分かりました。すみません。

次に移ってもいいでしょうか。

○委員長（多治見亮一君） はい、田利委員。

○5番（田利正文君） 成果表の25ページ、同じく社会福祉総務費ですけれども、福祉ホーム入居者数10名とあるところですから、これの入居する場合の本人はお金がかかるのかということが一つと、あと相談件数が566件来てます。相談する

場合に相談料がいるのかということ、相談の町内外の比率などということが分かるでしょうか。知りたいのですけれども。

○委員長（多治見亮一君） 答弁、森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

福祉ホームの入居者の利用については、部屋の利用料については個人負担という形になります。

相談料については無料になっております。

また、相談のされる方は町内の方が相談をされているという形になっております。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） 続けてさせてもらいます。

30ページですけれども、地域支援事業費のところ、成果表の30ページです。

日常生活支援業務とあります。これに参加されている働いている人ですね、何人いらっしゃるのか。

それから、その支援を受けられている人は何人いるのか。これ延べで456名と書かれていますけれども、何人いらっしゃるのか、それをちょっと知りたいのですけれども。

○委員長（多治見亮一君） 答弁、森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

日常生活支援業務の支援をされる方については、今現在1名の方が支援に入っております。利用されている方につきましては、令和4年度末の人数でございますが、9名でございます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） 続けてやらせてもらいます。

決算書の10ページ、不納欠損額42万5,300円とあるのですが、監査意見書の中に、10ページと11ページ、ちょっと理解できなくてお聞きしたいのですけれども、10ページのところには不納欠損額42万5,300円は固定資産税1名ですというふうになってます。11ページの右側の表がありまして、42万5,300円の件数で23件となっておりますね。1人と23件とどんなふうにかぶるのかなと、それをちょっと説明いただきたいのと、もう一つは、どんな状況で不納欠損が起きたのか、もし話せる範囲でさらっとで結構ですけれども、お願いできたらと思います。

○委員長（多治見亮一君） ただいまのところ、決算審査意見書11ページですね。

○5番（田利正文君） はい。

○委員長（多治見亮一君） 意見書11、皆さんお聞きください。

答弁、金澤住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 不納欠損額42万5,300円、固定資産税1名となっておりますが、この1名の方の滞納繰越しが平成25年から令和元年度までの間の滞納額となっております。平成25年が2件、26年が4件、27年が1件、28年が4件、29年が4件、30年が4件、元年度が4件、計23件となります。

不納欠損になった経緯ですけれども、過年度の滞納ですけれども、この間資力調査等を行っていましたが、滞納額を返せる見込みがないということで、不納欠損に至っております。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） よろしいですか。

田利委員。

○5番（田利正文君） もう1件、別でいいですか。

国民健康保険病院会計の決算書の6ページ、同じく決算審査意見書の7ページなのですが、決算書の下段のほうに未収金とあ

ります、7,307万5,002円。意見書のほうの7ページのところに、11年前からずっと未収金があって、合計36件で194万9,613円とあります。年度末のは最終的には440万3,848円というふうにあるのですが、お聞きしたいのは、この11年前からある未収金、これは収納できるのかということが一つなのですけれども。

それから、なぜこんなふうに11年前から残っているのかと、もし分かるのであればお聞きしたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 答弁、川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えさせていただきます。

11年前からというお話でしたが、中身あまり詳しい詳細は申し上げられないのですが、1名の方が御家族の方が亡くなられて、その方が入院していた分ということで、その亡くなった方の息子さんが今お支払いいただいているということで、不納欠損の対象になるのですが、毎回督促状を送らせていただいて、その方との接点がありまして、今も継続してお支払いをしていただいているという、額がちょっと大きな額は持っているのですけれども、1回のお支払いの額はちょっと少ないではありますが、継続してお支払いしていただいているということで、そのまま残っているという形になります。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） 田利委員。

○5番（田利正文君） これは最終的にはずっと払っていただけるというふうに読んでもらうということですね。

○委員長（多治見亮一君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
この方とは毎月顔を合わせる機会がございますので、担当のほうでその都度お願いをして、ちょっと毎月確実にという形ではな

いのですが、お支払いはしていただいているということで、お支払いをしていただく意思があるということでございますので、今後も引き続き督促等をかけていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

進藤委員。

○10番（進藤晴子君） すみません、今病院事務長から田利委員に対して答弁ありましたけれども、少しそこに一つ御質問させていただきます。

患者様からお金がいただけなくて、後で督促状とか出す場合は、うちなどの場合は多分昔は3年、今は少し延びて5年というふうに私は聞いております。それ以上はもう督促状は出せないというふうに聞いてますが、入院に関しては、病院に関しては違うのでしょうか。

○委員長（多治見亮一君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えさせていただきます。

確かに今民法改正がありまして、不納欠損の消滅が3年から5年ということに変わっております。ただ、このケースについては、御本人がお支払いする意思があるということで、そういったことでございますので、お支払いをしていただいているということになります。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。

榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 決算書の43ページ、2款の1項15目のところでお聞きいたします。

行政管理情報管理費についてお伺いいたします。

足寄町では、公式LINEのアカウント

数は今現在幾らになっていますか、お聞きします。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 足寄町の公式LINEなのですけれども、9月現在で友達登録が2,028というふうになっております。

○委員長（多治見亮一君） 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 本来でしたら、今までの推移もお聞きしたかったですけれども、資料がないということで、今現在の公式LINEアカウントをお聞きしたところなのですけれども、足寄町のホームページをパソコンで開きましたときに、いきなりこういうのが出てきたのですね。ウェブアクセシビリティというのが出てきたのです。それは何のためということを見たら、障がいの有無や年齢にかかわらず誰にとっても分かりやすく、利用しやすいユニバーサルデザインに配慮したページを作成することを基本とし、アクセシビリティの維持向上に努めていますと、足寄町のホームページでは書かれておりました。

このところで私は思ったのですけれども、対象者がホームページ開こうと思ったときに、パソコンですからあれなのですけれども、障がいや年齢の有無を問わずということでしたら、受け止め方が、この人たちを対象にもし広くされているのであれば、発信者側はもう少し文言を分かりやすくあれしたほうが良いと思うのですよね。それで、足寄町のホームページも数年前よりは大分見やすくなって、情報伝達力も優れているなどは感じているところなのですけれども、今アカウント数が2,028ということでお聞きしてはすけれども、高齢者もやはりLINEも結構使うようになりまして、情報伝達力が優れていると思います。

それで、今このホームページ、パソコンで開いたときにこういう調子だったら、な

かなか皆さんが利用したり閲覧しないのではないかな、難しいのではないかなと思うのですよね。それで、書かれていることは、もう向上に努めていますと、足寄町は、このウェブアクセシビリティというのを一生懸命やっていますということを大きい文字で書かれているのですよね。これをすることによって、どのような効果を望んでいるのかどうかということをお聞きします。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 今おっしゃったアクセシビリティの向上の関係なのですけれども、数年前からホームページの作成とかはそのような形に移行してきて、見やすいとか使いやすいということを目指すということになっておまして、本町でもそれでやっているのですけれども、今現在町としては、例えば文字を大きくするか、見やすくするか、分類別にして分かりやすくするか、そのようなことには努めているところではございますけれども、高齢の方が使いづらいとか、そういうこともあるのかなとは思いますが、分かりやすくするように今後も努めていきたいとは考えております。

○委員長（多治見亮一君） 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） このページの最後に、お求めの情報は十分掲載されておりましたかということ、質問のページの構成や内容、表現は分かりやすかったでしょうかという問いかけが足寄町のほうからあるのですけれども、この答えがどのように捉えておりますか。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 詳細はちょっと申し上げられないのですけれども、やはり分かりづらいとか探しづらいとか、そのような御意見をいただいたこともございますので、内部ではそこはやはり分かりやす

くするようとか、古い情報を更新するようというように、中では相談はしているのですけれども、まだまだ不足しているところはあるのかなと思いますので、いろいろホームページ、ほかの町村も見ますと、非常に優れているところもあると思いますので、参考に今できることは取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 進んでいるホームページの作成に参考としながら、足寄町も取り組んでいただきたいと思うところですが、先ほどLINEの公式アカウントのアカウント数が2,020あるということで、すごく使いやすいのですよね。私も使っていますけれども、いろいろなところに入りやすいし、ごみの収集、ごみの分別のこと、いろいろなことすぐ見つけやすいのですよね。情報伝達が優れているということで、ニーズの高さを感じられると思うのですよね。周りも使っている人も多くなっていますしね。私も高齢者の一人として、周りにも勧めていきたいと思いますが、結構皆さん私の周りでは使っている方が多いということで、ニーズの高さを感じられるところなのですよね。だからスマホですぐに、パソコンだったらなかなかスマホに対応していることがないので、少ないので、ホームページがですね。住民が必要な情報にすぐたどり着けるように、見やすさを追求されることを期待しまして、そして公式アカウントのLINEのアカウント数を、来年度に向けて伸ばしていただくように希望いたしまして、質問を終わります。

○委員長（多治見亮一君） 答弁はいいですね。

保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 今、榊原委員がおっしゃるように、今LINEは結構皆さん使われている方が多いのかなというふ

うに感じています。今現在のLINEは2,000人ぐらいの登録で、そこに掲載している情報も広報のことをお知らせしたり、ワクチンのことだったり、あとごみの収集のことだったりというのをメニューとして載せているのですけれども、今後はもう少しメニューを増やして、この部分が知りたいのだというようなところに登録をさせていただいて、欲しい情報だけを受け取れるような対応にしていきたいというふうに今のところ検討しておりますので、今後何か使い方が変わった場合には、広報などで周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。

川上委員。

○9番（川上修一君） すみません、成果表19ページまで戻ってください。

地域おこし協力隊の関係なのですけれども、企画提案型ということで、令和4年度二人受入れ実績がございます。それで、本人の経験やスキルを生かした取組を行うということで、この企画提案型というのは自分も記憶はあるので、以前どなたか質問されたのかもしれませんが、自分ちょっと記憶をなくしておりますので、この企画提案型ということで、この2名の方が具体的にどんなスキルを生かして、どのような取組をされたか、その点についてお伺いします。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 19ページに掲載している地域おこし協力隊なのですけれども、お二人ですけれども、お一人は映像関係をされている方で、そういうことでの仕事をされたいという方と、もう一人はチーズ作りを今後していきたいという方のお二人の提案をいただきまして、地域おこしとして受入れをしております。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） その映像関係の方は、令和4年度具体的にどのような取組をされましたか。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） まず映像関係の方につきましては、例えばびびっどコラボレーションで、インスタグラムとかそういうものを始めておりますけれども、こちらで映像を流したりとか、そういう映像を作成されるような実績を残しておられます。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） ということは、映像関係の方はずっとびびっどに行きっ放しということですか。そういうことではないのですか。どうなのですかね。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 現在、在勤地、在勤場所はびびっどコラボレーションのほうにいらっしゃるしまして、YouTubeですとか、そういうものも利用して足寄町の情報を発信していただくというお仕事をされています。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） 明るい兆しが見えていると解釈してもよろしいでしょうかね。さっき自分の質問で、移住体験のことの質問をさせてもらったので、そういうYouTubeとか、映像関係されている方がメディアといいますか、いい映像を流してくれたらイメージアップになりますよね。そんな兆しはあると理解していいですね。

○委員長（多治見亮一君） 丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

今回映像の関係で来られた方は、東京の

大学の講師で映像関係、映画関係の結構専門的なことをやられてまして、鹿を狩られるハンターの方を追いかけて、自主制作の映画とかもつくった方なのです。きっかけとして、鹿のハンターの方の映像を追いかけて、あと、放牧酪農で足寄町に来られた世帯の方の、足寄町でどういう仕事をして足寄町はこんなふうがいいんだということ、移住者の方々の家族を掘り下げて映像としてYouTubeでつくってますので、びびっどコラボレーションのYouTubeの作品としても10本弱の映像ございますので、ぜひ見ていただけたら、こういうことやってたんだということが分かるでしょうし、実際のところ移住関係でびびっどの受入れの部分でもサポートしまして、お試し移住の方の、こういうことでいろいろ楽しんだということの追いかけた映像もございまして、移住政策としてはプラスになっているというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） それはすばらしいことで、ぜひ私も見せていただきたいと思えます。

質問を終わります。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。

進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 成果表の68ページ、お願いします。

教育費の事務局費ですね。事務局管理経費の真ん中の足寄高校の補助のことなのですが、そこの財源の内訳は入っているのですが、ここの説明を少ししていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（多治見亮一君） 丸山教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

財源ということで、起債とあとその他の

300万円については、ふるさと納税に係る部分ということでございます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。このその他はふるさと納税のお金を使ってらっしゃるということですね。分かりました。

起債、地方債なのですけれども、この500万円、私のイメージでは、一応借金なもので、この500万円という金額をわざわざここで借りる必要があるのかどうかということがちょっと分からなかったのですけれども、戻りはどのぐらい、戻りと言っていいのでしょうかね、地方債の戻りはどのぐらいあるのか教えていただいでよろしいですか。

○委員長（多治見亮一君） 丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

この起債は過疎対策事業債のソフト分というもので、普通のハード事業でも令和4年度でいえば公衆浴場でも過疎対策事業債で特定財源として使ったのですけれども、その部分でハード、何か建物を建てるものとは別に、過疎地域のソフト的な地域振興のためのソフト事業にも使ってもいいよということで、10年ほど前ぐらいなのですが、過疎地域の市町村がハード事業ではなくてソフト事業でも使えるような起債を、過疎債を充実してほしいということで、足寄町についても2億円から1億円ぐらいの過疎ソフトを借りる権利がございまして、過疎対策事業債というのは交付税が7割返ってくるものなのです。1億円借りたら、12年間で返すのですけれども、3年据え置き、その後9年で元利均等で返すのですけれども、1億円借りたら3年間そのまま利子だけ払って、9年間で1億円の割る9で1,100万円ぐらいずつ返すのに、1,100万円のうちの7割770万円が完全に地方交付税として返ってくるので

す。なので、借りなきゃ損というような形で、ここで言ったら300万円借りたら210万円交付税で補填されて実質残る90万円しかかからないというところで、限られた毎年2億円弱の部分をそういう地域振興のためのソフト事業に充当しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

要は足寄町の収支、財政状況がよろしいからこういう金額を借りられるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

よろしくないところは、やはり金額は貸してもらえないというようなところ、ちょっと調べたらあったのですけれども、町や地域によって借りられる金額は変わってくるというふうに捉えていいですか。

○委員長（多治見亮一君） 丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

財政収支の関係でいいますと、今回も御報告させていただきました、実質公債比率、それが足寄町の場合25%を超えると制限がかかる。借りるときに本当に貸していいかということで、道なのか総務省なのかの許可が要るのですけれども、足寄町の場合、ちょっと今年上がって13.4ぐらい、今回の資料にございますけれども、ということで、25よりもまだまだ低くて、足寄町の収入に対するその年に返さなくてはいけない借金の比率はまだまだ国がいうところであれば、イエローにもなってないよということなので、足寄町は国の毎年、例えば過疎債とか辺地債とか、国全体でこれだけ貸せるよというところで、町が申請してその枠の中で借りることができるということで、今のところは足寄町は健全性はあるということで制限はないところでございます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

私はもう少し細かくあるのかなと、25%というのは出てきたのですよ、調べたときに。もう少し細かく分かっているのかなと思いましたが、25%の1ラインで悪い、いいを決めて貸してくださるということですのでよろしいですね。分かりました、ありがとうございます。よく分かりました。

では、財源内訳は分かったのですが、足寄高等学校の振興会補助金と、あとその下の備品購入補助金ですね。こちらの金額は毎年一緒の額になっております。この内容というのは、多分確認されていると思うのですがけれども、どれにどれだけお金を使ったのか。それが、そうであるのでこの金額が毎年同じ金額というふうに捉えてよろしいのでしょうか。その内訳を教えてください。

○委員長（多治見亮一君） 丸山教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 足寄高等学校に行う振興会に対する補助金ですがけれども、ちょっと毎年同じ額というものではないのですが、その内訳につきましては、基礎額というものとあと学力向上に関する部分、あと九州大学との連携に係る費用、部活動支援などに分かれて、毎年その項目ごとに計上しているということになっております。特に備品につきましては、毎年度金額が変わってくるということで、以前は備品費もまとめて振興会という補助金入れたときもあるのですがけれども、別に計上するときもございます。例えば基礎額でいえば、固定の部分でいえば基礎額ということで30万円という内訳となっております。あとはその年において、高校さんと協議しながら決めていくという状況でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 毎年高校のほうと協議しながら決めていくということで、それはどういう会議でどういう方たちが集まってやられる会議でしょうか。

○委員長（多治見亮一君） 丸山教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 私も以前、今のこの立場になって事務、教育次長になってからはその場には出てないのですがけれども、基本的には担当と学校長だとか、あとは足寄高校振興会会長等の役員もごさいますので、そして総会も開かれます。そういった中で要望を聞きながら決めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

この補助金、高校に対する補助金は、足高の存続のためにこれは欠かせないものだというふうに私も受け止めております。町民もそのように思っている方も、受け止め方はそれぞれであると思いますので、金額だけではなくて、こういったものに今年はこのぐらいのお金を出してるよ、高校に補助したよというのは広報か何かで出していらっしゃいますか。

○委員長（多治見亮一君） 丸山教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 高校振興会に係る部分につきましては、高校支援に係るものについては、例えば学習塾の補助だとか様々な形で支出しております。そういった中でなるべくPRする。先日もカナダ研修行ってきましたけれども、カナダ研修につきましても、議会の場だとかロビー展などで周知させていただいているのですが、この振興会に関する補助については特段はないのですが、ただこの中で、足寄高校のチラシとか、何といたしましたかね、そういったPR系のもも印刷する費用もございまして、PRといえばそういった形も該当するのかなというふうに思っていま

す。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 進藤委員。

○10番（進藤晴子君） 大変いいポスターですね。あれは感激します、あれ見て。

その辺のことも、町から補助しているということを町民に分かりやすく、あまり細かいことではなくてもいいのですけれども、機会があるたびにやはり出していったほうが、私たちの税金そこに使われていてよかったよね、足高が残ってよかったよねと、やはりみんなが思えるような、そういう取組、広報、そういうものをしていただければ、お金も生きてくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（多治見亮一君） いいですか。

ほかにありませんか。

二川委員。

○12番（二川 靖君） ちょっと戻りますけれども、成果表の17ページです。

地域活性化推進事業ということで、いわゆる負担金、補助金、交付金で、住環境・店舗等整備補助金が161件で3,897万4,000円、それで、そのうち2件に関わってはカラマツの補助金で167万2,000円出しているのですけれども、これは多分上限は決められておるというふうに思っているのですけれども、例えばこのカラマツ材の使用に係る補助金というのは、別にそこに含まれてはいるのだろうというふうに思っているのですけれども、カラマツ材を使うことによって、若干補助金が上がるとかということはあるのでしょうか。

○委員長（多治見亮一君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 改修とか新築のときの補助金がございますけれども、それにこのカラマツ材の利用促進については加算するというので、上乘せになって補助をすることになっております。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） 了解しました。

例えばカラマツというのはなかなか今貴重品になってきているので、なかなか値段も高くなってきている中で、本当に使っていただけるのはありがたいのかなというふうに思ってます、そこに加算になるというのであれば、これもそういったPR含めてやってほしいというふうに思っております。

それと、解体費用なのですけれども、11件で457万9,000円（工事費等1,362万4,000円）というふうになってますけれども、多分工事費括弧のところ、個人負担含めてあるのかなというふうに思ってます。それで、今回この解体費用については、上限が50万円ということで、11件ということになっているのかなというふうに思ってますけれども、この解体も今令和4年度もそうなのですけれども、なかなか解体をしていただけない危険家屋がまだまだあるのかなというふうに思っておりますけれども、多分そういったこと例えば、なかなかお金がなくて解体できないといった部分も見受けられるのかなというふうに思ってます。

それで、ちょっと心配なのは、これも予算関係でいえばいわゆる決算書なのですけれども、実は今年の10月から法律が変わって、いわゆるアスベスト問題というのがあって、見積り段階でというか、査定段階で調査しながらアスベストがあるのかなとかと調査をして、解体をしていくということになってきているのかなというふうに思ってます。そういったことで、多分壊すに当たっては、古い家になれば結構アスベストというのものもあるのかなのかとちょっとあるのですけれども、そういった調査費用がやはり今度町民の負担になってこざるを得ないということも考えられますし、解体費用、今農協のAコープの店舗を

解体しているわけなのですけれども、あそこもアスベストがあるということで、テントで囲って今作業を開始しているということなので、そういったことも踏まえて多分今後以降については実績でいえば、今年度以降はまた上がっていかざるを得ないのかなというふうに思っていますので、ちょっと決算で悪いのですけれども、そういったことも含めて、今後以降の予算編成に向けてちょっと考えていかざるを得ないのかなということがありましたので、そこら辺ちょっと発言をさせていただきたいなというふうに思っています。

○委員長（多治見亮一君） 渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 決算ですので、額としてはこういう11件で457万9,000円という決算になってますよということですが、今後制度が変わってきて、アスベストの処理も出てきますよ。その前に解体する前に調査して、アスベストが本当はないかどうか調査をして、アスベストがあるということになると、飛散しないようにということで、先ほどお話ありましたけれども、囲って、ほかに出ていかないようにというようなことで、解体の工事費自体も額も大きくなってきますし、それから調査の費用もかかるというようなことで、今後はそういう解体するにも非常に今まで以上に経費がかかるという状況になってくるのかなというように思っております。そういう状況も踏まえて、今後どうしていくのかという部分なども今後検討させていただきたいなというように思います。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） ちょっと決算で悪かったですけれども、ありがとうございます。

それと、ちょっと引き続きお願いしたいのですけれども、成果表の44ページで、新町のイチゴハウスエネルギーの供給設備管理経費ということで、これも時々議会

の中で話題になっている項目なのですけれども、例えばひとつ鉱山保安業務ということで、4年度も途中までですか、釧路のほうから来ていたのか、それとも町のほうで町内の方にとということで考えているということで、あのとき答弁あったのかなというふうに思ってますけれども、現状ちょっと4年度どんなになっているのかお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（多治見亮一君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） 答弁をさせていただきます。

鉱山の保守業務につきましては、鉱山の保守を担える人材がないということで、元釧路コールマインですか、の職員の方に保安をしてほしいということでお願いをいたしました。委託が4月1日から10月15日までということになっておりました。その間に、職員2名担えるようになっておまして、今はその職員で対応するようにしております。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） よかったですねというか、そういったことで2名の方がそういった資格を取って、町の職員ができるということで、安心できるのかなというふうに思ってますし、年齢的なこともあるので、今後以降もそういったことで、そういった保安業務ができる方の養成も必要なのかなというふうに思ってます。

それで、ちょっとあれなのですけれども、今回イチゴハウスにお金を一般財源等々から出しているということで、実は去年、令和4年度かなり電気料が高騰してきているということでは、何か厳しい状況はなかったのかなということで、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（多治見亮一君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

電気代については、実質農協さんのほうで運営をされておりますので、正直申しまして、電気代のことでどれぐらいかかったという資料は私のほうちょっと持っておりません。ただし、農協さんのほうからも電気代が厳しいので支援をしてほしいとか、そういうようなお話も来ていないというふうに認識しております。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） そういったことで来ていないということは、令和4年度はそういった厳しい状況の中でも安定的な経営になっているということで受け止めていいということでしょうね。

○委員長（多治見亮一君） 丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

佐々木経済課長は7月から来て、過去の部分でちょっと把握してない部分もあって、ちょっと訂正させていただきます。

今回の熱供給施設の電気代はうまくいくかいかないかというチャレンジの部分もあったので、まず町が払うことで北電と契約をしております。必要額は町が払って、なのですけれども、当然経済行為としてのJAのイチゴですので、それ相応の負担金はいただくという形で、まず最初試運転のときは町が丸抱えだったのですけれども、大分効率よく熱が供給できるようになってから、それ相応の、まだ完全に農協で負担していただいているまでは行ってないのですけれども、農協にも相応の負担をしていただいているような発電なり、あと熱の供給という部分でいえば、ちょっと話がそれるのですけれども、お湯はケアハウスからずっと引っ張って持ってきて、そこで小規模な発電施設で発電をします。お湯自体もまだまだ熱としてのエネルギーがあるので、そのお湯をビニールハウスの中で熱源として使うというところで、電気代もかなり抑えるような形ということで、この3年間、北

海道道立総合研究機構の研究員の方にいろいろと試験なり、技術援助していただいてやっているところがございます。

話は戻りまして、電気代は取りあえず契約としては町が払っていると。相応の部分で負担金で農協からいただくという形で、4年度今回終わったのですけれども、それは4年度に取り決めた負担割合で農協からいただきましたので、今後まだまだ農協との、もう少し効率がよくなったから電気代として農協に払っていただきたいという形はしていくような形になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○12番（二川 靖君） この決算の中では、電気代は上がっても町が負担をしている中で、その負担の部分の割合の頑張っている部分については、農協のほうからいただいているということになっていくということでも分かりましたけれども、いずれにしても、厳しい状況というのはあるのかなというふうに思ってますし、このことでいえば、農協さんのほうもいろいろ商品開発もしながら、何か1本7万円だかする白イチゴのワインだとかと頑張っているみたいなのですけれども、そういったことで、農協さんも自助努力をしながらやっていると、令和4年度の成果としてはそういったことで、保守点検含めて、少しは前進しているということで受け止めますので、そういったことで発言を終えたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありますか。

高橋委員。

○6番（高橋健一君） 成果表の45ページ、お願いします。

農林水産業費です。

成果表の45ページの畜産草地管理経費の中で、酪農家のために牛乳贈答券の配布と福祉施設等への牛乳配布を行っていま

す。その中で、この事業で牛乳、乳製品の消費拡大を図ったと書いてありますが、実際拡大が図られたのか、効果があったのか、お尋ねしたい。

また、生産者、それから町民、それから福祉施設の方々ですね、どのような声持たれているのか分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） 牛乳の消費拡大対策事業ということで、牛乳贈答券の配布をまず行っております。一応、贈答券につきましては3,400世帯に配布させていただきまして、福祉施設等への牛乳の配布を12施設で行っております。牛乳の配布施設につきましては、特別養護老人ホーム、むすびれっじ、福祉ホームうらら花等々行っておりますし、さらにイベント的には町民スケート大会等でも配布をさせていただいているところでございます。

スケート大会だとかでも、もらった当然お子さん等は非常に喜んで、いつも選抜スケート大会があるときには、そこでも配布をさせていただいております。配布をさせていただいたときには、すぐ皆さん取りにくるというようなこともありましたけれども、今選抜スケートがございませんので、町民スケートのときに配らせていただいて、これも好評はいただいているというふうに感じております。

ただし、それが町民の消費拡大につながったかどうかというのは、ちょっと私どもで把握し切れていないというふうに思います。

○委員長（多治見亮一君） 高橋委員。

○6番（高橋健一君） 試みとして本当に重要な事業だと思っています。やはり酪農業というのは、まさに足寄町基幹産業の中の肝ですので、これからもなくしてはいけません。だからこの酪農業をサステナブルにするために、やはり町も努力しなければい

けない。やはり同じような施策をこの決算を踏まえて、今後この事業続けていかれるのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（多治見亮一君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） 令和5年度の部分につきましては、当然要望も含めましてまた検討をして、今後についても検討はしていくことになるというふうに思っております。

○委員長（多治見亮一君） 高橋委員。

○6番（高橋健一君） どうぞよろしくお願ひします。

私の質問を終わります。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。

木村委員。

○7番（木村明雄君） ここでちょっとお尋ねをしたいと思います。

これはケアハウスのことについてなのですけれども……。

○委員長（多治見亮一君） すみません、何ページですか。

○7番（木村明雄君） 申し訳ございません。決算書で63ページ、そして成果表で28ページです。

昨年800万円計上している。そしてまた今年も800万円という形の中で計上している。そんな中でこれから……、まず現状についてから先にお伺いをしたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 森岡福祉課長。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

軽費老人ホームの経営安定支援の事業の関係でございます。こちらにつきましては、軽費老人ホームの使用料につきましては、道の条例、国の基準等で決められておりまして、以前から御説明させていただいておりますが、利用料、施設の独自では定めて徴収ができないという状況の中、安価

な利用料で御利用いただいている中、経営を安定させるために町のほうから補助をさせていただいているという状況でございます。

施設におきましても、本年度末におきましては、定員70名のところを若干ちょっと出入りがあったので、年度末のときに63名の利用でございましたが、今現在66名ということで、定員になるべく近いような状況で利用をいただいている状況でございます。

この間、電気料の高騰だとかそういった部分もありまして、定額の使用料については、先ほど申しましたように独自に算定できない部分がございますが、事業所のほうで必要経費の部分等の見直しだとかという部分、あと、実際の経営上のコストの部分も、いろいろ検討いただいているながら経営をされているというふうに把握しているところでございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 木村委員。

○7番（木村明雄君） そこで、これいつ頃からだんだん厳しくなってきたのか。そしてまたこれから先、これについてはまず電気料が上がっている。それから燃料も上がっている。そしてまた人件費も上がっているということを考えますと、この800万円がもっと大きくなる可能性があるのではないかなという気がするわけけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

経営がかなり厳しくなったのはやはり人件費の部分で、かなり人を確保するために難しいというところで、五、六年ぐらい前から積立金も、引当金ですとかもある程度、数千万円もないな、何千万円の下のほうの金額はまだあったのですけれども、そ

れをどんだんどんだんそれを取り崩したり、自助努力で施設の改修も銀行から借りながら、5年ぐらい前だったらまだ若干の黒字があったので、その部分で改修をしながらというところで、苦しい台所事情でありながらもやっていたところなのですけれども、先ほど福祉課長も言われましたように、収入が家賃収入相当分がいただけないというところで、その構造というのは前御説明しましたか。建てたときの当時が自己資金がなくて、国の補助ですとか町の補助金で建てたもので、社会福祉法人独自の資金をあてがって建てたものではないので、全く自己資金ゼロでやったところでは、その分の収入を新たに建てるのに更新するときに、入居者からもらうことができないという仕組みになっているというところで、そこでかなり収支が厳しいところですよ。

今、人件費もそうですし、建ってから二十数年たってるのですかね。設備もかなり古くなってきまして、外も中も改修の時期をそろそろ迎えるところで、その資金についてのめどが全くたっていないというようなことを、社会福祉法人のほうからお話をいただいています。

このケアハウス、本当に足寄町として介護が必要ではない方の施設としてつくられたものなのですけれども、本当に居心地がよくてずっとずっと皆さんお世話されてお食事もいいということで、今要介護、ある程度のランクがつくような方もそこで住まわれているというような、本当に足寄町としては非常に、そこに皆さんが集まって少ないスタッフの中でやっていたという、非常に足寄町になくはない施設というところでございますので、今後の足寄町がそれを知らないよと、金なくなったから知らないよということにはならないと思いますので、今後社会福祉法人の考えをより細かくお聞きして、町としてどのようなお手伝い、支援ができるかという

のを町側、そして議会の皆様と御相談しながらやっていかななくてはいけない時期に来ていると考えております。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 木村委員。

○7番（木村明雄君） これは決まりがあって、家賃分はもらえませんよという形で、これから先もそういう形の中で進むということになれば、これはやはりいつかそのうちにとどのつまりが来るということになりかねないのではないかと、私は思うわけなのだけれども、そこでこれ何とか内面、内容的に変えていくことが必要ではないのかなという気がするわけなのだけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（多治見亮一君） 渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回決算審査ですので、今までの中身ということ、令和4年度の決算ということでありまして、800万円ということで補助をさせているというような形になっています。

今、お話しして、今後の部分ですね、副町長のほうからも、それから福祉課長からお話ししておりますけれども、財政的には非常に厳しい状況というのは間違いないのかなというように思っています。そういった意味でいくと、施設も老朽化し、20年以上も経過してきてますので、大規模改修をしなければならないだとか、それぞれいろいろなエレベーターだとか、いろいろと直さなければならないものがこれから出てくるはずなのです。そういったところに、では資金が法人として出せるかということ、かなり厳しい状況という、多分法人だけではなかなか厳しいなという状況です。大規模改修だとか、そういったものにも国の補助金だとか、そういったものが使えればいいのですが、聞くところによると、大規模改修だとかにも軽費老人ホームについては補助金がないというようなことなども、なくなったということみたいなのです

けれども、そういうことで非常に今後国だとかそういったところ、国や道だとかそういうところの補助金だとかというのなかなか当てにできない状況ということですので、今後も非常に厳しい、施設自体も、それから運営自体も、先ほど話がありましたように運営自体もやはりかなり厳しくなってきたのかなというように思っています。

そのあたりについては、当然法人のほうもこれは法人の話ですから、町の施設ではないので法人がやはり一番には考えなければならぬ話ですので、そこも考えていらっしゃるというように思っていますが、いろいろと法人の方だとかとも相談しながら、今後の部分については相談しながらやっていかなければならないのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 木村委員。

○7番（木村明雄君） 今回はこれ決算ということで、これ以上は追求するべきではないなど、私そんなことを思いました。

そこで、これから先に向けては大きな課題になるかと思うところであります。何だかんだ言っても、老人難民をつくってはならないということは、これ確かなことだと思うので、その辺をこれから先皆さんでこれはやはり考えていかなければならないなど、そんなふうには思っているところであります。

以上、終わります。

○委員長（多治見亮一君） 暫時休憩とします。

昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（多治見亮一君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

質疑はありませんか。

川上委員。

○9番（川上修一君） すみません。成果

報告書の13ページの基金の関係で質問をいたします。

いろいろと基金の状況等載っているのですが、その中の農業振興基金処分使用額が855万円とあります。これはどのように使われたか、まずお聞きいたします。

○委員長（多治見亮一君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

令和4年度の基金取崩分の855万円につきましては、農業担い手育成支援事業の資金支援に使わせていただいております。

○委員長（多治見亮一君） 二川委員。

○9番（川上修一君） 多分そうだと思いますのですけれども……、いいです、いいです。大して名前変わりませんから。

実は決算の場でちょっとふさわしくない質問かもしれませんが、私が議員になってからこの農業振興基金、結構減ってきているのですね。それで、この先を考えたときに、基幹産業の農業の振興基金がもう足りないというのはちょっと不安だなと感じていますので、こうした場合に積み立てる場合は財源は一体どこから来るのかということをお聞きしたいと思っております。ふさわしくないですか、決算では。それでお聞きすればそれで質問終わりますから。積み立てる場合は財源はどこから来るのかなということだけお聞きしたいです。

○委員長（多治見亮一君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） 平成4年から平成8年まで、農協さんと、JA足寄さんと足寄町で最初積み立てた額がそのまま農業振興基金として残っていると。その後、改めて積み立てているということがないということでもあります。ですから、川上委員、御指摘のとおり、基本的には減っていくと。使えば減っていくということにな

ろうかと思えます。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） 積立ての状況等は理解したし、これから新規就農がまた継続して入ってきてくれば、恐らくこの基金が使われていくのかなと。それにしましてももう残り4,000万円ちょっとであります。この先を考えると、ちょっと心配な部分がありますので、ぜひこの基金の積み増しというか、そういったことも今後考えていただきたいなと思えます。

ちょっとそのことについて軽くお答えをいただければ。

○委員長（多治見亮一君） 渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今経済課長からお話ししましたように、当初この農業振興基金、農協と町とで積立てをしてきています。ちょっと今記憶にないのですけれども、積み立てたときにはこういうこととということで、たしかお金を農業振興基金ということで積立てをしてきたのだというように思っています。その後、たしか2億円ぐらいの金額が積み立てられたのかなというように思ってますけれども、その後新規就農ですとか、そういう担い手対策というような形で基金をずっと使ってきたということでもあります。積み立てないでそのまま使ってきてますので、当然のことながら金額がだんだん減ってきているということで、現状でいきますと、残りがだんだん減ってきていまして、令和4年度末では4,300万円ぐらいの基金が残っているというような形になっています。

毎年毎年、新規就農の方の支援だとかそういうことをしてきてますので、一定の金額が処分、使用されているということでもありますので、あと何年かするとやはりこの基金自体が底をつくというのかな、だんだん残高としてはなくなっていくという形になっていきます。この後基金がなくなったら、では新規就農ですとか農業担い手対策をやらないのかということになると、そ

うはならないというように思っていますので、そのときに基金をまたさらに積み立てるという形にしながら、財源を確保していくのか、もしくは一般財源の中で、毎年毎年の一般財源の中で財源を確保していくのか、そういったところは今後の検討課題になってくるのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○委員長（多治見亮一君） 川上委員。

○9番（川上修一君） 町長の答弁でよく分かりました。

いずれにせよ、担い手対策大切だと思いますので、こういったことも含めながら、できれば何かいい財源ができたときには、また農協とか相談しながら積増しができたらいいかなと思っております。

以上で質問を終わります。

○委員長（多治見亮一君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより各部会を開催し、意見の取りまとめをお願いいたします。

なお、部会の後、正副議長室において部会長会議を行い、意見調整を行います。

暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時12分 再開

○委員長（多治見亮一君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

先ほど開催されました正副委員長・部会長会議におきまして、各部会長から審査意見は特にない旨、委員長に報告がありました。

これから、総務産業部会に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） 次に、文教厚生部会に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） これをもって、部会長に対する質疑を終結します。

これより、議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（多治見亮一君） 全員の起立です。

よって、議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決しました。

これより、議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（多治見亮一君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員起立です。

よって、議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員起立です。

よって、議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第71号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第71号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員起立です。

よって、議案第71号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第72号令和4年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第72号令和4年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員の起立です。

よって、議案第72号令和4年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第73号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第73号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員の起立です。

よって、議案第73号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第74号令和4年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第74号令和4年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員の起立です。

よって、議案第74号令和4年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第75号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第75号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員の起立です。

よって、議案第75号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第76号令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第76号令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員の起立です。

よって、議案第76号令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(多治見亮一君) 全員の起立です。

よって、議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

◎ 閉会の議決

○委員長(多治見亮一君) これで、本委員会に付託された案件の審議は全て終了しましたので、これをもって本委員会を閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 異議なしと認め、本委員会を閉会いたします。

なお、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(多治見亮一君) 異議なしと認め、正副委員長により作成いたします。

◎ 閉会宣告

○委員長(多治見亮一君) これをもちまして、令和4年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時25分 閉会

令和4年度足寄町議会決算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会決算審査特別委員長